番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条に規定する地域森林計画
	及び同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画について、
	1) 両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見
	を反映させること
	2)両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11
	条に規定する森林経営計画を認定する要件とすること
	3) 同法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出につい
	て、届出書に図面等の添付を求めること
	が可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度
	の運用上の留意事項について」(平成 21 年3月 12 日付け 20 林整計
	第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、周知している。
関係省庁	農林水産省